

令和4年(2022年)7月29日

報道機関各位

函館市保健福祉部長

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の確認書の送付等について

標記の件につきまして、下記のとおりお知らせいたしますので、報道・取材方よろしく
お願いいたします。

記

1 臨時特別給付金の概要

国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日閣議決定）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和4年度から新たに住民税非課税となった世帯等に対して、1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給します。

2 対象世帯・支給手続き等

(1) 支給対象世帯

令和4年6月1日時点で函館市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯

※「令和3年度住民税非課税世帯として給付対象となった世帯」や「家計急変世帯で給付済みの世帯」および「当該世帯の世帯主であった者を含む世帯」は除く。

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外。

(2) 支給手続きおよび支給時期

支給対象と見込まれる世帯に対して、本日7月29日(金)から順次「確認書」を発送（約4,000世帯）します。確認書が届きましたら、記載内容を確認し、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒にて返送してください。確認書受付後、約3週間後に支給予定です。

(3) その他

新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった「家計急変世帯」として支給を受ける場合は、申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに郵送で提出してください。

申請書は、市役所本庁舎・各支所などで配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

3 お問い合わせ

○手続き方法などに関するお問い合わせ

「函館市コールセンター」 電話（フリーダイヤル）**0120-685-667**
午前9時から午後5時（土日祝日を除く）

○制度に関するお問い合わせ

「内閣府コールセンター」 電話（フリーダイヤル）0120-526-145
午前9時から午後8時（土日祝日を除く）

4 その他

市独自の制度として支給する「住民税非課税世帯等への物価高騰等緊急給付金（1世帯あたり2万円）」については、現在、8月下旬の申請受付開始に向けて、システム構築などの準備を進めておりますので、詳細およびお問合せ先等については、決まり次第、あらためてお知らせいたします。

保健福祉部

非課税世帯等臨時特別給付金担当

電話 0138-21-3951